

記載例（特別徴収への切替申請）

※特別徴収開始予定月は右記の切替処理予定表より記載してください。

税額の決定・変更通知の発送は、届出書を受理してから1か月程度かかります。

江戸川区からの月割額の電話連絡は行っておりません。

月割額は税額の決定・変更通知を確認してください。

【注意事項】

1. 普通徴収の納期限を過ぎた分や随時期分は特別徴収への切替ができません。本人が納めるよう必ずお伝えください。
2. 普通徴収分について口座振替をご利用の方は、切替期別の納期限の**2週間前必着**にてお送りください。
3. 二重納付防止のため、普通徴収分の納付書(納期未到来分)、領収書の写しを添付してください。
4. 65歳以上の方は、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
5. 課税資料や異動届等の必要書類が未着の場合には、本届出を処理できないことがあります。
6. 令和6年度の納入書を既に送付している事業所には、8月以降は税額変更後の納入書を同封しております。
7. 令和7年度の6月分から特別徴収開始を希望する場合は、**令和7年4月10日まで**に本届出を提出してください。
8. 給与所得者(本人)の税額通知書を電子データでの受取希望と申告している事業所は、**受給者番号が必須**となります。受給者番号の記載がない場合は、**江戸川区で付番させていただきます。**
9. 6月からの切替は、住民税の定額減税の適用対象とならない方(①非課税の方、②税額が個人住民税(均等割)及び森林環境税のみの方、または③合計所得金額が1,805万円を超える方)のみとなります。定額減税の適用対象となる方は、7月からの特別徴収となります。

区処理欄(記入しないでください)

切替処理予定表	切替届出(依頼)書提出日		切替月	切替届出(依頼)書提出日		切替月
	令和6年4月15日まで		6月 注9	令和6年9月30日まで		11月
	令和6年5月31日まで		7月	令和6年10月31日まで		12月
	令和6年7月1日まで		8月	令和6年12月2日まで		1月
	令和6年7月31日まで		9月	令和6年12月27日まで		2月
	令和6年9月2日まで		10月	令和7年1月31日まで		3月

※令和6年度課税の切替届は令和7年1月31日までに提出願います。

※ 区 処 理 欄	処理・再審		特 徴 額		円	口 座	有・無		
	／		月 分		円	期課税	期切替		
			月 分～		円	普徴納付確認	☐		
	全 1 2 3 4 Z 納 領 無								
	資料		他 給 ・ 同 給 ・ 確 ・ 年 ・ 異 ・ 切 替 ・ 自						